

告 示

埼玉県北本県土整備事務所長告示第五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和四年九月九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県北本県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年九月九日

埼玉県北本県土整備事務所長 新 井 昌 行

路線名	大谷本郷さいたま線
供用開始の区間	上尾市大字中新井字北原三三三番九地 先から同市大字中新井字北原三三三番 一一地先まで
供用開始の期日	令和四年九月九日
備考	令和三年十二月十七日付け埼玉県北本県 土整備事務所長告示第十九号で告示した 道路予定区域の供用開始である。 延長一七・二九メートル